

石川県公報

平成27年5月26日
第12802号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 1	○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同) 2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) 1	○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の 変更の届出 (同) 3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 届出 (同) 2	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更 の届出 (同) 3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) 2	労働委員会
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同) 2	○石川県労働委員会あっせん員候補者の委嘱 3

告 示

石川県告示第254号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
恵寿ローレルクリニック	七尾市富岡町95番地	平成27年3月16日
輪島菜の花薬局	輪島市釜屋谷町1字24番3	平成27年4月1日
羽咋菜の花薬局	羽咋市柳橋町堂田55-1	〃
しいの木薬局	能美市寺井町ウ82番地	〃

石川県告示第255号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
恵寿ローレルクリニック	七尾市富岡町95番地	平成27年3月16日
輪島菜の花薬局	輪島市釜屋谷町1字24番3	平成27年4月1日
羽咋菜の花薬局	羽咋市柳橋町堂田55-1	〃
しいの木薬局	能美市寺井町ウ82番地	〃

石川県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
けいじゅファミリークリニック	七尾市桜町12番地	平成27年3月15日
輪島菜の花薬局	輪島市釜屋谷町1字24番3	平成27年4月1日
羽咋菜の花薬局	羽咋市柳橋町堂田55-1	〃
しいの木薬局	能美市寺井町ウ82番地	〃

石川県告示第257号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
けいじゅファミリークリニック	七尾市桜町12番地	平成27年3月15日
輪島菜の花薬局	輪島市釜屋谷町1字24番3	平成27年4月1日
羽咋菜の花薬局	羽咋市柳橋町堂田55-1	〃
しいの木薬局	能美市寺井町ウ82番地	〃

石川県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ナチュラルライフ	金沢市沖町二31	七尾らいふ薬局	七尾市藤橋町ケ部81番地1	平成27年 4月14日
株式会社 エイトコンサルタント	河北郡内灘町向粟崎2丁目335番地10	ケアセンター華	河北郡内灘町千鳥台2丁目143番地	平成27年 4月20日
株式会社 シー・アー・メディカル	三重県松阪市南町205番地18	なの花薬局美川店	白山市美川和波町カ128番地3	平成27年 5月8日
医療法人社団 中田内科病院	かほく市内日角6丁目35番地1	医療法人社団 中田内科病院	かほく市内日角6丁目35番地1	平成27年 5月11日

石川県告示第259号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ナチュラルライフ	金沢市沖町二31	七尾らいふ薬局	七尾市藤橋町ケ部81番地1	平成27年 4月14日
株式会社 エイトコンサルタント	河北郡内灘町向粟崎2丁目335番地10	ケアセンター華	河北郡内灘町千鳥台2丁目143番地	平成27年 4月20日
株式会社 シー・アー・メディカル	三重県松阪市南町205番地18	なの花薬局美川店	白山市美川和波町カ128番地3	平成27年 5月8日
医療法人社団 中田内科病院	かほく市内日角6丁目35番地1	医療法人社団 中田内科病院	かほく市内日角6丁目35番地1	平成27年 5月11日

石川県告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 内灘町社会福祉協議会	河北郡内灘町字大清台140番地	内灘町社会福祉協議会 訪問介護事業所	新 河北郡内灘町字大清台140番地	平成27年 4月1日
			旧 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1	

石川県告示第261号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 内灘町社会福祉協議会	河北郡内灘町字大清台140番地	内灘町社会福祉協議会 訪問介護事業所	新 河北郡内灘町字大清台140番地	平成27年 4月1日
			旧 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1	

労 働 委 員 会

石川県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき、次の者を石川県労働委員会あっせん員候補者に委嘱しているため、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により告示する。

平成27年5月26日

石川 県 労 働 委 員 会

氏 名	現 職	備 考
中 村 明 子	弁護士	現委員
高 木 利 定	弁護士	〃
小 倉 正 人	北國新聞社論説委員会論説委員	〃
西 和喜雄	(社福)石川県社会福祉協議会専務理事	〃
宇都宮 純 一	金沢大学大学院法務研究科教授	〃
南 高 広	連合石川副会長 石川県私鉄バス労働組合協議会議長	〃
加 藤 利 行	連合石川副会長 U Aゼンセン石川県支部支部長	〃
宮 崎 浩 一	連合石川副会長 J A M北陸副執行委員長	〃
西 田 満 明	連合石川事務局長	〃
船 塚 俊 克	連合石川副事務局長	〃
永 山 憲 三	(株)大日製作所代表取締役社長	〃
吉 田 國 男	ヨシダ印刷(株)相談役	〃
中 村 敬	(株)東振精機代表取締役社長	〃
小 田 孝 信	(株)加賀屋会長	〃
橋 本 政 人	(一社)石川県経営者協会専務理事	〃
岩 間 等	石川県労働委員会事務局長	現職員
出 村 邦 夫	石川県労働委員会事務局次長	〃